

◎佐賀県条例第40号

佐賀県農業大学校条例の一部を改正する条例

佐賀県農業大学校条例（昭和58年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(授業料等の減免) 第9条 授業料は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号） <u>第8条第1項</u> の規定により知事の認定を受けたときは、減免するものとする。 2 略	(授業料等の減免) 第9条 授業料は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号） <u>第4条第1項</u> の規定により知事の認定を受けたときは、減免するものとする。 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。